平成２１年（フ）第２０８０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲436番地サンセール・ユイット篠栗303号
債務者　和田格太郎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０８２号
福岡市博多区祇園町４番58号
債務者　牟田　茂七
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１０１号
福岡県朝倉市杷木久喜宮1054番地
債務者　都合ゼナイダこと　ＴＯＧＯ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＳＡＮＯＹ
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１０４号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘５丁目13番23号
債務者　小副川慶子（旧姓阿比留）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１０８号
福岡市西区生の松原２丁目１番57号
債務者　深澤なおみ
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１１２号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　53棟203号
債務者　竹下　延代
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１１８号
福岡市早良区原５丁目７番１―101号
債務者　松尾　梅子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１２１号
福岡市東区城浜団地78番306号
債務者　笠野美枝子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１２３号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目11番４号コンフォートレジデンスA101
債務者　馬場崎　敦
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１２４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田497番地２ベンタナヒルズ篠栗３―109号
債務者　芹野　　慎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１２７号
福岡市中央区荒戸３丁目３番48―705号
債務者　アナンド芳枝
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１３１号
福岡県宗像市石丸１丁目３番５―101号
債務者　入江　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１３３号
福岡市南区大橋４丁目６番39―202号
債務者　高木　文男
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１３５号
福岡市中央区春吉２丁目13番17号
債務者　安永　由紀
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１３８号
福岡県春日市須玖北３丁目65番地第２冨永ビル203号
債務者　松瀬多恵子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１４０号
福岡県古賀市千鳥３丁目１番１号
債務者　迫田　茂穂
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１５５号
福岡市東区原田１丁目16番４号
債務者　納所　豊司
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部